

学校統廃合と小中一貫教育を考える  
 全国ネットワーク(準)学習会  
 10月29日(土)13時30分～  
 たかつガーデンにて  
 講演:山本由美(和光大学)  
 「学校統廃合と義務教育学校の今日的状況」

# 泉北教育

NO.2056 2016.11.24.  
 発行 泉北教職員組合  
 〒594-0071 和泉市府中町6-12-2  
 0725-41-1953 Fax0725-44-6570  
 E-mail senboku@gf6.so-net.ne.jp



# 極めて不当! 月例給引き下げ 一時金引き上げも、給与・扶養手当の引き下げ!

大阪府人事委員会は10月17日に今年度の給与等の勧告を出しました。  
 勧告の内容は、一時金(ボーナス)は、0.1月分引き上げるものの、月例給(毎月の給与)、扶養手当は引き下げるという不当な内容。しかも、今年突然、判断基準のルールを変えてまで月例給引き下げという、極めて不当な内容となっています。

## 突然ルールを変えて 配偶者手当を改悪 給与引き下げ!

国家公務員については今年度、月例給0.17%引き上げを、ボーナス0.1月分引き上げが勧告されています。  
 一方、大阪府の人事委員会は、民間との比較を今年から一部、より役職の低い社員と給与を比較するように変更した結果、引き下げの勧告になっています。

昨年通りの基準なら、本来民間より月例給で8024円低く、その分の引き上げを勧告するはずだったところ、基準を変えて、民間より1075円高いとして、その分の引き下げを勧告しました。

これは、国人事院勧告の基準を超える、引き下げのための意図的な変更といわざるを得ず、納得しがたい不当きわまりないものです。

**【報告および勧告のポイント】**

月例給は引下げ、特別給(ボーナス)は3年連続引上げ

**I. 月例給**  
 本年4月分の職員給与は、民間を1,075円(0.28%)上回っている。この較差を踏まえ、給料表に定める給料月額を引下げ  
 ◆行政職給料表:一律0.3%引下げを基本(平均改定率▲0.2%)  
 <初任給~20代前半は引下げなし。20代後半は、0.1~0.2%引下げ>  
 ◆その他の給料表:行政職給料表との均衡を基本に改定。  
 ◆再任用職員:一律0.3%引下げ。

**II. 特別給(ボーナス)**  
 特別給を0.1月分引上げ(年間4.20月分→4.30月分)  
 民間の状況を踏まえ勤続手当に配分

**III. 改定時期**  
 平成28年4月1日に遡って改定  
 ただし、月例給については、平成29年4月1日から改定

扶養手当を国に準じて見直し

**I. 手当額**  
 配偶者に係る手当額を引下げ  
 H28 13800円→H29 10,000円→H30 6,500円  
 (行政職6級以上) H31 3,500円  
 (行政職7・8級以上) H32 非支給  
 子どもに係る手当額を引上げ  
 H28 6,500円→H29 8,000円→H30 10,000円

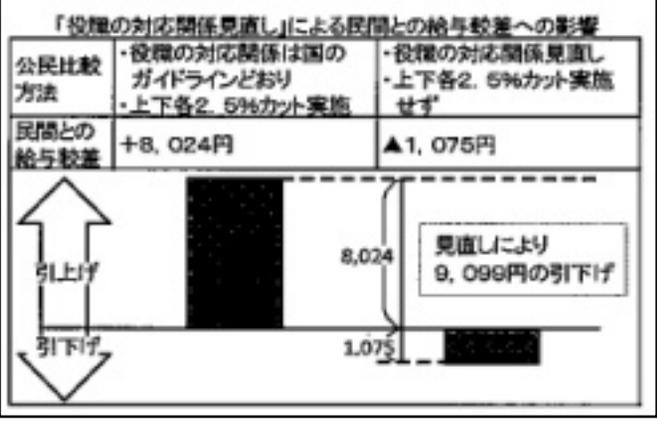
**II. 改定時期**  
 国に準じて平成29年4月1日から段階実施

## 大阪府人事委員会の勧告

公務員はストライキや労働協約などを制限されている代わりに、人事委員会が給与などの引き上げを勧告している。大阪府はそれを尊重しなければならない。

2015年 大阪府府人事委員会が月例給引き上げを勧告するも、引き上げを見送る。  
 など、2年連続とうてい納得できない対応をしています。

過去2年も不当な引き下げ、見送り  
 大阪府では、  
 2014年 給与1.8%引き上げるも、2015年4月からは2%引き下げを決定。



安心して、人間らしく働ける待遇改善を!  
 職員に対する管理や評価を強め、待遇を厳しくするばかりの対応に、まさに職員、教職員が「大阪府から逃げていく」とさえ言われる状況を引き起こし、府民サービスの重大な低下となっています。  
 今後、府労組連、大教組とともに泉北教組は職場のすべての教職員とともに、安心して人間らしく働ける待遇を求めて、力を合わせて取り組んでいきます。  
 教職員が団結して要求を実現していくため、大教組・泉北教組にぜひ加入してください。

「戦争法」発動反対。子どもたちや自衛隊員を戦場に送るな。